

令和7年2月17日
午前9時30分

職員の懲戒処分について

- 1 事案名 道路交通法違反（自転車での酒気帯び運転）事案
- 2 処分内容 別紙1のとおり
- 3 市長コメント 別紙2のとおり

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

総務部職員課長 菊川

電話：(0191)21-8186（内線 8181）

FAX：(0191)21-2164

メールアドレス：hidekik@city.ichinoseki.iwate.jp

職員の懲戒処分について

令和 7 年 2 月 17 日 一関市総務部職員課

令和 7 年 2 月 17 日、下記事由により職員の処分を行いました。

No.	処分事由	処分年月日	処分内容	所属部署 職位	年代	性別	事案の概要
1	4	令和 7 年 2 月 17 日	停職 3 月	まちづくり推進部 交流推進課 課長補佐級	50 歳代	男性	被処分者は、令和 6 年 12 月 9 日（月）午後 11 時 50 分頃、一関市城内地内の国道沿いで自転車を運転中、警察官に停車を求められ、呼気検査で基準値以上のアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙された。

※ 「処分事由」欄の区分

1	法令・服務違反
2	一般非行
3	管理監督責任
4	道交法違反

道路交通法違反（酒気帯び運転）事案に関する市長コメント

令和7年2月17日（月）

まちづくり推進部交流推進課の課長補佐級男性職員が、自転車での酒気帯び運転により検挙された事案について、本日（2月17日）、当該職員を停職処分としました。

職員に対しては、倫理の保持をはじめ、交通法規の遵守や交通事故防止、さらには飲酒運転・酒気帯び運転は絶対に許されない行為であることについて、機会を捉えて注意喚起し、全職員を対象とした研修を実施するなど、飲酒運転根絶に向けた取組を行ってきたところではありますが、この度の職員の行為は、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、全職員があらためて公務員としての倫理観と強い自覚をもって行動するよう、綱紀の保持と服務規律の指導の徹底を図り、全職員一丸となって再発防止と市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。